

# 令和5年度福岡県市町村普通会計決算 及び健全化判断比率等の概要（速報） （政令市を除く）

## 1 ポイント

- 令和5年度における普通会計決算
  - ・ 歳入・歳出総額は、物価高騰対策として実施された低所得者世帯等への給付金の支給や災害復旧事業の増加等により、令和2年度以来3年ぶりに増加し、現行制度となった昭和28年度以降、令和2年度に次いで2番目の規模となった。
  - ・ 経常収支比率は、生活保護費の増等による扶助費の増加や物価高騰に伴う委託料の増等による物件費の増加等により、前年度（90.2%）から1.6ポイント悪化し、91.8%となった。

（単位：百万円）

	R1	R2	R3	R4	R5
歳入	1,202,408	1,551,701	1,417,509	1,402,112	1,429,070
歳出	1,167,648	1,508,795	1,355,001	1,351,182	1,384,263

- 「地方公共団体財政健全化法」に基づく健全化判断比率
  - ・ 早期健全化基準・財政再生基準以上となる市町村なし。
- 「地方公共団体財政健全化法」に基づく地方公営企業の資金不足比率
  - ・ 資金不足額が生じたのは、小竹町の病院事業のみ。
  - ・ 資金不足比率は42.7%で、経営健全化基準（20%）以上となっている。

## 2 令和5年度普通会計決算の状況

（単位：百万円、%）

区分	歳入総額	増減率	歳出総額	増減率	経常収支比率
政令市を除く 市町村	( 1,402,112 ) <b>1,429,070</b>	( △1.1 ) <b>+1.9</b>	( 1,351,182 ) <b>1,384,263</b>	( △0.3 ) <b>+2.4</b>	( 90.2 ) <b>91.8</b>
【参考】 政令市	( 1,748,249 ) 1,741,020	( △4.4 ) △0.4	( 1,726,003 ) 1,718,932	( △4.3 ) △0.4	( 96.5 ) 95.6
計	( 3,150,361 ) 3,170,090	( △3.0 ) +0.6	( 3,077,185 ) 3,103,195	( △2.6 ) +0.8	( 90.4 ) 91.9

（ ）内の数値は、令和4年度普通会計決算の数値

### 【歳入】

- ・ 固定資産税、市町村民税の増等により、地方税が増加（+49億円、+1.5%）
- ・ 過疎対策事業債、災害復旧事業債の増等により、地方債が増加（+157億円、+18.1%）
- ・ これらの結果、歳入総額は1兆4,291億円（+270億円、+1.9%）

### 【歳出】

- ・ 物価高騰対策として実施された低所得者世帯等への給付金の支給等により、扶助費が増加（+258億円、+7.5%）
- ・ 学校教育施設等整備事業費の増等により、普通建設事業費が増加（+141億円、9.4%）
- ・ これらの結果、歳出総額は1兆3,843億円（+331億円、+2.4%）

【経常収支比率】

- 県平均（単純平均）は、経常的な収入である地方税が増加（+47億円、+1.5%）したものの、生活保護費の増等による扶助費の増加（+55億円、+6.6%）、物価高騰に伴う委託料の増等による物件費の増加（+26億円、+2.6%）等により、前年度から1.6ポイント悪化の91.8%

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収支比率	93.2%	92.4%	86.9%	90.2%	91.8%

- 100%以上の団体は1団体 ※R4年度：1団体（嘉麻市102.5%）、R3年度：該当なし

団体名	経常収支比率	摘要
嘉麻市	108.0%（+5.5%）	扶助費、物件費、補助費等の増等

**3 健全化判断比率等の状況**

- 実質赤字比率
  - 実質赤字額が生じた市町村なし
- 連結実質赤字比率
  - 連結実質赤字額が生じた市町村なし
- 実質公債費比率
  - 実質公債費比率（単純平均）は、前年度から0.2ポイント悪化の6.4%
  - 地方債の発行に際して許可が必要となる18%以上となった市町村なし
  - ※ 実質公債費比率の早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%
- 将来負担比率
  - 将来負担比率（単純平均）は、前年度から0.4ポイント改善の7.3%
  - ※ 将来負担比率の早期健全化基準は350%
- 資金不足比率
  - 地方公営企業に係る資金不足額が生じた事業は、前年度と同様の1事業で、小竹町の病院事業。資金不足比率は経営健全化基準（20%）以上となっている。
  - 医師不足が解消できていないことから、大幅な患者の受入増加が困難であり、経常収支の赤字が継続している。さらに新型コロナウイルス感染症関連補助金及びワクチン接種に係る収入が減少したことなどにより、前年度より赤字が拡大した。
  - 資金不足比率が前年度より悪化した主な要因は、新型コロナウイルス感染症関連補助金の減少などによる流動資産の減（▲74,158千円、▲29.4%）及び医業収益の減（▲55,880千円、▲11.5%）等である。

団体名	事業名	資金不足額	資金不足比率	経営健全化基準
小竹町	病院	( 102.0 百万円 ) 184.1 百万円	( 20.9% ) 42.7%	20.0%

( ) 内の数値は、令和4年度地方公営企業決算の数値

※ 資金不足比率が経営健全化基準以上である場合には、経営健全化計画を議会の議決を経て策定し、公表することが義務付けられている。（小竹町の病院事業については、令和2年度決算において、資金不足比率が26.5%となり、令和3年度から令和6年度までの4年間を計画期間とする経営健全化計画を策定している。また、令和6年6月に計画変更を行った。）

担当課：行財政支援課財政係  
 内 線：2711  
 直 通：092-643-3074  
 担当者：石田・五木田・井手口

## 令和5年度県内市町村普通会計決算及び健全化判断比率の概要（速報） （政令市を除く58市町村の状況）

### 1 決算収支状況

- (1) 令和5年度における県内市町村（政令市を除く58市町村）の普通会計決算は、歳入総額が1兆4,291億円（+270億円、+1.9%）、歳出総額が1兆3,843億円（+331億円、+2.4%）となった。  
 歳入は、地方税や地方債が増となったこと、歳出は、扶助費や普通建設事業費が増となったことが主な要因となっている。
- (2) 歳入歳出差引額（形式収支）は、448億円の黒字となった。
- (3) 形式収支から、明許繰越等のため翌年度に繰り越すべき財源を控除した実質収支は、375億円の黒字となった。なお、実質収支が赤字の市町村はない。

表1 決算収支の状況

（単位：百万円、%）

区 分	令和5年度 A	令和4年度 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B*100
歳入総額 ①	1,429,070	1,402,112	26,958	1.9
歳出総額 ②	1,384,263	1,351,182	33,081	2.4
歳入歳出差引額 ①-②=③	44,806	50,930	▲ 6,124	▲ 12.0
翌年度繰越財源 ④	7,323	6,763	560	8.3
実質収支 ③-④	37,483	44,167	▲ 6,684	▲ 15.1

※ 表、グラフについて、表示単位未満四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。（以下、同じ。）

## 2 歳入の状況

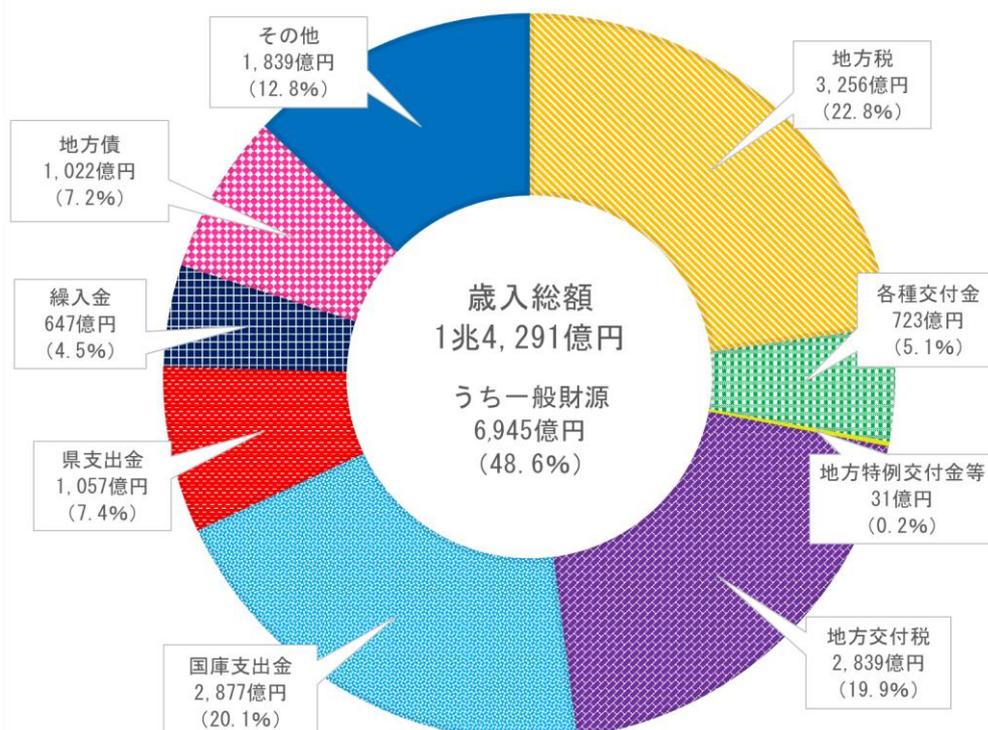
令和5年度の歳入総額は、地方税や地方債が増となったこと等により、前年度から+270億円(+1.9%)の1兆4,291億円となった。

なお、一般財源は、前年度から+129億円(+1.9%)となり、歳入全体に占める構成比は前年度と同様48.6%となった。

表2 歳入の状況

(単位:百万円、%)

	令和5年度		令和4年度		増減額 C=A-B	増減率 C/B*100
	A	構成比	B	構成比		
地方税	325,555	22.8	320,682	22.9	4,873	1.5
各種交付金	72,348	5.1	70,692	5.0	1,656	2.3
うち地方消費税交付金	60,824	4.3	61,307	4.4	▲483	▲0.8
地方特例交付金等	3,077	0.2	3,055	0.2	22	0.7
地方交付税	283,946	19.9	277,725	19.8	6,221	2.2
うち普通交付税	248,586	17.4	244,066	17.4	4,520	1.9
国庫支出金	287,687	20.1	301,470	21.5	▲13,783	▲4.6
県支出金	105,663	7.4	103,627	7.4	2,036	2.0
繰入金	64,687	4.5	51,817	3.7	12,870	24.8
地方債	102,246	7.2	86,593	6.2	15,653	18.1
うち臨時財政対策債	5,387	0.4	12,301	0.9	▲6,914	▲56.2
その他	183,861	12.8	186,451	13.3	▲2,590	▲1.4
うち繰越金	47,472	3.3	56,867	4.1	▲9,394	▲16.5
うち地方譲与税	9,525	0.7	9,413	0.7	112	1.2
うち分担金及び負担金	11,263	0.8	10,957	0.8	306	2.8
うち寄附金	58,479	4.1	53,092	3.8	5,387	10.1
歳入合計	1,429,070	100.0	1,402,112	100.0	26,958	1.9
うち一般財源	694,451	48.6	681,568	48.6	12,883	1.9



主な歳入の状況は次のとおり。

- (1) 地方税は、固定資産税が+40億円(+2.8%)、市町村民税が+2.2億円(+0.2%)となったこと等により、前年度から+49億円(+1.5%)となった。
- (2) 地方交付税は、普通交付税が+45億円(+1.9%)、特別交付税が+17億円(+5.1%)となったことにより、前年度から+62億円(+2.2%)となった。
- (3) 国庫支出金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が+245億円(皆増)となった一方で、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金が▲223億円(▲90.8%)、新型コロナウイルス感染症対策関係交付金等が▲133億円(▲55.9%)となったこと等により、前年度から▲138億円(▲4.6%)となった。
- (4) 繰入金は、その他特定目的基金からの繰入金が+98億円(+25.7%)、財政調整基金からの繰入金が+17億円(+17.2%)となったこと等により、前年度から+129億円(+24.8%)となった。
- (5) 地方債は、過疎対策事業債が+37億円(+15.6%)、災害復旧事業債が+35億円(+116.5%)となったこと等により、前年度から+157億円(+18.1%)となった。
- (6) 寄附金は、ふるさと納税が増となったこと等により、前年度から+54億円(+10.1%)となった。

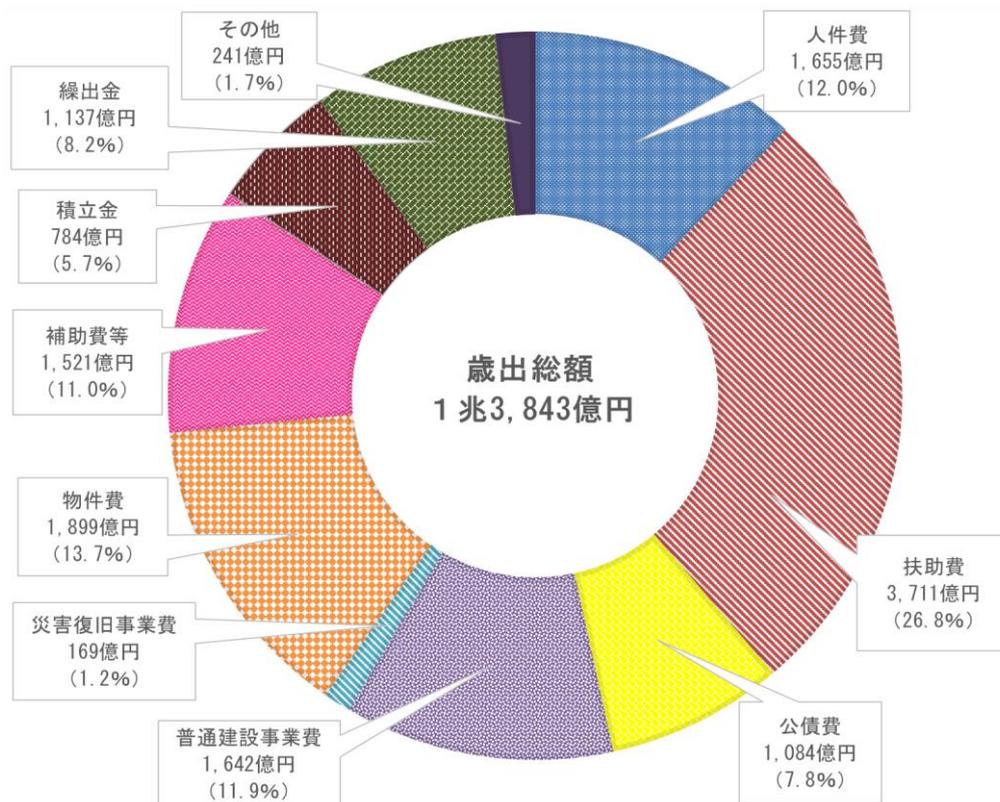
### 3 歳出の状況

令和5年度の歳出総額は、扶助費や普通建設事業費が増となったこと等により、前年度から+331億円（+2.4%）の1兆3,843億円となった。

表3 歳出の状況

(単位:百万円、%)

	令和5年度		令和4年度		増減額 C=A-B	増減率 C/B*100
	A	構成比	B	構成比		
義務的経費	645,054	46.6	617,267	45.7	27,787	4.5
人件費	165,518	12.0	163,229	12.1	2,288	1.4
扶助費	371,115	26.8	345,289	25.6	25,826	7.5
公債費	108,421	7.8	108,748	8.0	▲ 327	▲ 0.3
投資的経費	181,111	13.1	160,713	11.9	20,397	12.7
普通建設事業費	164,195	11.9	150,112	11.1	14,083	9.4
うち補助事業費	72,522	5.2	67,603	5.0	4,919	7.3
うち単独事業費	87,470	6.3	78,207	5.8	9,263	11.8
うち県営事業負担金	4,165	0.3	4,218	0.3	▲ 52	▲ 1.2
災害復旧事業費	16,916	1.2	10,602	0.8	6,314	59.6
その他の経費	558,098	40.3	573,201	42.4	▲ 15,102	▲ 2.6
うち物件費	189,899	13.7	193,938	14.4	▲ 4,038	▲ 2.1
うち補助費等	152,135	11.0	157,638	11.7	▲ 5,503	▲ 3.5
うち積立金	78,401	5.7	86,712	6.4	▲ 8,311	▲ 9.6
うち繰出金	113,677	8.2	111,136	8.2	2,542	2.3
歳出合計	1,384,263	100.0	1,351,182	100.0	33,082	2.4



性質別に見た歳出の状況は次のとおり。

(1) 義務的経費（人件費、扶助費、公債費）

公債費が減となった一方で、人件費や扶助費が増となったことにより、前年度から+278億円（+4.5%）となった。

人件費は、給与改定等による職員給の増等により、前年度から+23億円（+1.4%）となった。

扶助費は、物価高騰対策として実施された低所得者世帯等への給付金の支給等により、前年度から+258億円（+7.5%）となった。

公債費は、（旧）緊急防災・減災事業債や臨時財政対策債に係る元利償還金が減となったこと等により、前年度から▲3億円（▲0.3%）となった。

(2) 投資的経費（普通建設事業費、災害復旧事業費）

普通建設事業費、災害復旧事業費が増となったことにより、前年度から+204億円（+12.7%）となった。

普通建設事業費は、学校教育施設等整備事業費が増となったこと等により、前年度から+141億円（+9.4%）となった。

災害復旧事業費は、令和5年7月豪雨による災害復旧事業が増となったこと等により、前年度から+63億円（+59.6%）となった。

(3) その他の経費（物件費、補助費等、積立金、繰出金、その他）

物件費は、新型コロナウイルス感染症対策関連事業に係る委託料が減となったこと等により、前年度から▲40億円（▲2.1%）となった。

補助費等は、新型コロナウイルス感染症対策に係る国庫支出金の清算による返還金が減となったこと等により、前年度から▲55億円（▲3.5%）となった。

積立金は、財政調整基金や公共施設等整備基金への積立金が減となったこと等により、前年度から▲83億円（▲9.6%）となった。

#### 4 経常収支比率の状況

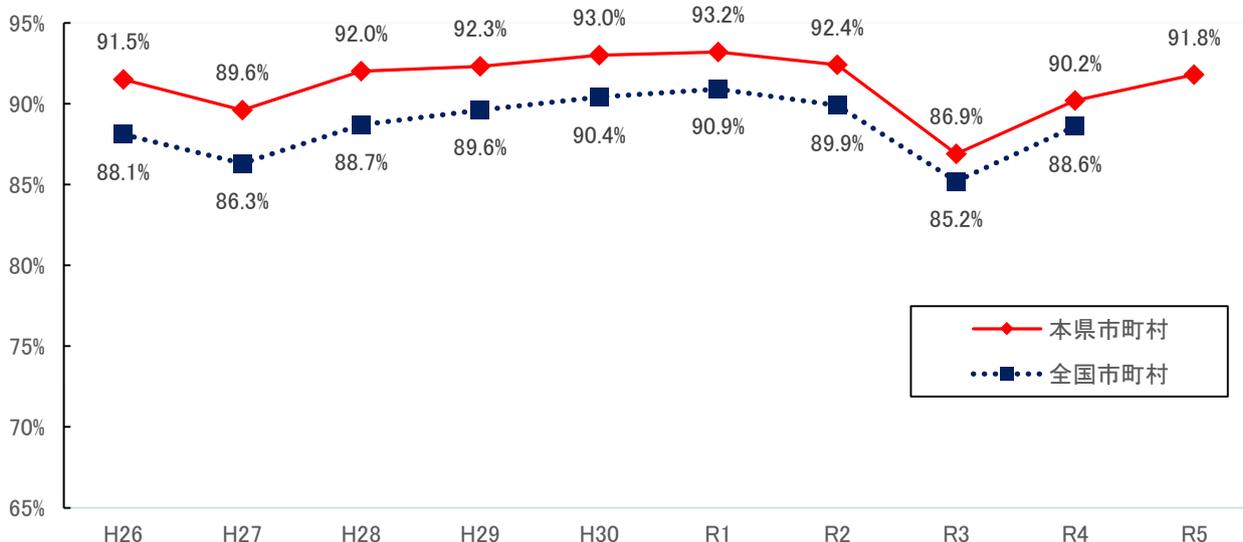
経常収支比率は、財政構造の弾力性を測定する指標で、人件費、扶助費、公債費等の経常的な経費に充てる一般財源と、地方税や普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源等との比率である。

令和5年度の経常収支比率（単純平均）は91.8%となり、前年度（90.2%）から1.6ポイント悪化した。

これは、分母（経常的に収入される一般財源等）において、地方税<sup>(※)</sup>の増（+47億円、+1.5%）等により、+41億円（+0.6%）となった一方で、分子（経常的な経費に充てる一般財源）において、生活保護費の増等による扶助費の増（+55億円、+6.6%）、物価高騰に伴う委託料の増等による物件費の増（+26億円、+2.6%）等により、+148億円（+2.5%）となったためである。

(※) 臨時的収入に区分される都市計画税及び法定外普通税を除く

表4-1 経常収支比率の推移



(注) 本県市町村分は政令市を除く市町村の単純平均、全国市町村分は政令市を含む単純平均

表4-2 経常収支比率の段階別市町村数

区分	70%未満	70%以上 80%未満	80%以上 90%未満	90%以上 100%未満	100%以上	計
市	0	0	7	19	1	27
町村	0	0	14	17	0	31
計	0	0	21	36	1	58

表4-3 経常収支比率が100%以上の市町村

団体名	経常収支比率	摘要
嘉麻市	108.0%(+5.5%)	扶助費、物件費、補助費等の増等

## 5 地方債現在高及び積立金現在高の状況

### (1) 地方債現在高

令和5年度末の地方債現在高は、1兆323億円（▲28億円、▲0.3%）となった。内訳をみると、臨時財政対策債が3,449億円（▲341億円、▲9.0%）、臨時財政対策債以外の地方債が6,874億円（+313億円、+4.8%）となっている。

表5-1 地方債年度末現在高の状況

(単位:百万円、%)

区分	令和5年度末 A	令和4年度末 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B*100
地方債	1,032,285	1,035,052	▲ 2,767	▲ 0.3
臨時財政対策債	344,899	378,988	▲ 34,089	▲ 9.0
臨時財政対策債以外	687,386	656,063	31,323	4.8

### (2) 積立金現在高

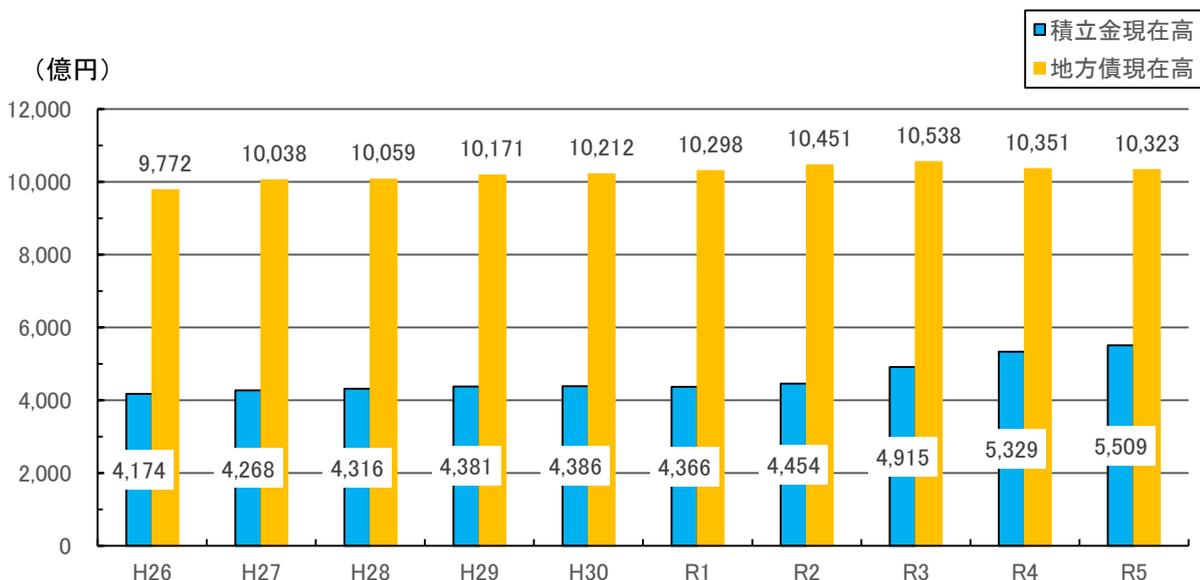
令和5年度末の積立金現在高は、5,509億円（+179億円、+3.4%）となった。基金別にみると、財政調整基金が1,872億円（+41億円、+2.3%）、減債基金が600億円（+12億円、+2.0%）、その他特定目的基金が3,037億円（+126億円、+4.3%）となっている。

表5-2 積立金現在高の状況

(単位:百万円、%)

区分	令和5年度末 A	令和4年度末 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B*100
財政調整基金	187,194	183,058	4,136	2.3
減債基金	60,002	58,829	1,173	2.0
その他特定目的基金	303,661	291,028	12,632	4.3
計	550,856	532,915	17,941	3.4

表5-3 地方債現在高・積立金現在高の状況



## 6 健全化判断比率の状況

平成 19 年 6 月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」において、地方公共団体の財政健全性を示すものとして、4 つの財政指標が健全化判断比率として定められている。

健全化判断比率のいずれかが悪化し、早期健全化基準以上となると財政健全化計画、財政再生基準以上となると財政再生計画の策定が義務付けられている。

令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

### (1) 実質赤字比率 — %（実質赤字額が生じた市町村なし）

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率  
 [早期健全化基準] 標準財政規模に応じ 11.25%~15%  
 [財政再生基準] 20%

### (2) 連結実質赤字比率 — %（連結実質赤字額が生じた市町村なし）

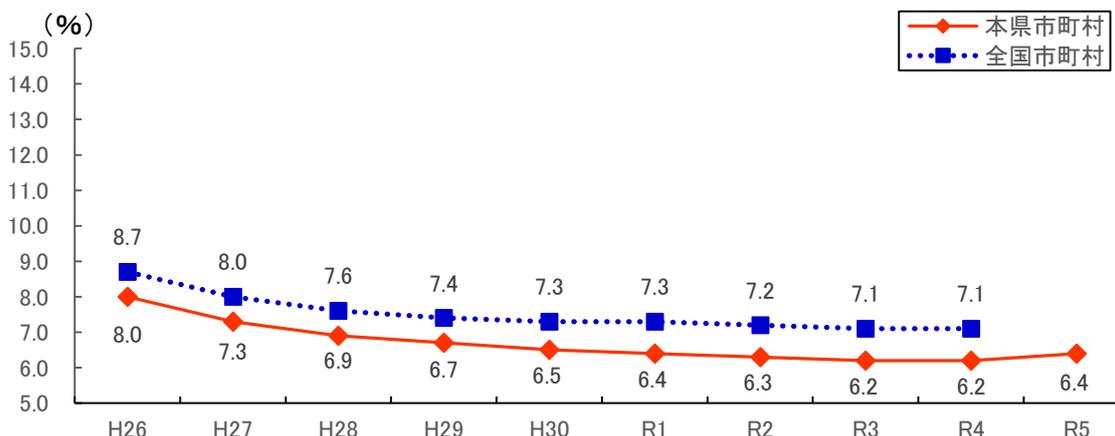
全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率  
 [早期健全化基準] 標準財政規模に応じ 16.25%~20%  
 [財政再生基準] 30%

### (3) 実質公債費比率 6.4%（R4 年度 6.2%）

- ・ 令和 5 年度の実質公債費比率は、元利償還金等が増加したことにより、前年度から 0.2 ポイント悪化した。
- ・ 平成 25 年度以降に、地方債の発行に際して許可が必要となる 18%以上となった市町村なし。

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率（過去 3 か年平均）  
 [早期健全化基準] 25%  
 [財政再生基準] 35%

表 6-1 実質公債費比率の推移



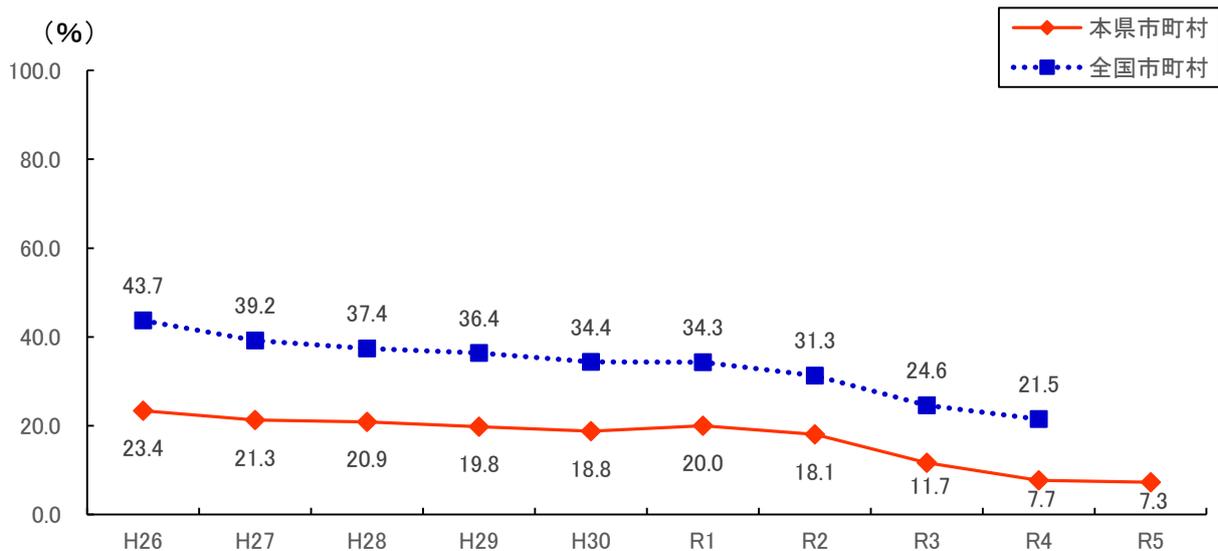
(注) 本県市町村分は政令市を除く市町村の単純平均、全国市町村分は政令市を含む単純平均

(4) 将来負担比率 7.3% (R4年度 7.7%)

- ・ 令和5年度決算の将来負担比率は、充当可能基金の増加等により実質的な将来負担額が減少し、前年度から0.4ポイント改善した。

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率  
[早期健全化基準] 350% (政令市は 400%)

表6-2 将来負担比率の推移



(注) 本県市町村分は政令市を除く市町村の単純平均、全国市町村分は政令市を含む単純平均

## 7 まとめ

令和5年度における県内市町村（政令市を除く58市町村）の普通会計決算は、歳入・歳出総額ともに、物価高騰対策として実施された低所得者世帯等への給付金の支給や災害復旧事業の増加等により、令和2年度以来3年ぶりに増加し、現行制度となった昭和28年度以降、令和2年度に次いで過去2番目の規模となった。

実質収支が赤字となった市町村はないが、経常収支比率は前年度から悪化し、37市町において90%を超え、そのうち1市は100%を超えており、財政構造は硬直化し、弾性に乏しい財政状況にあると言える。

市町村においては、行財政改革の一層の推進と、中長期的な視点に立った計画的な財政運営が求められる。

財政指標（令和5年度普通会計決算及び健全化判断比率）（速報値）

市町村名	歳入総額 千円	歳出総額 千円	形式収支 千円	実質収支 千円	単年度収支 千円	標準財政規模 千円	財政力 指 数	健全化判断比率				経常収支 比率 %	地方債現在高 (令和6年3月末) 千円	積立金現在高(令和6年3月末)			
								実質赤字 比率 %	連結実質 赤字比率 %	実質公債 費比率 %	将来負担 比率 %			財政調整基金 千円	減債基金 千円	その他特定目的基金 千円	合計 千円
北九州市	617,806,572	614,040,979	3,765,593	2,228,300	480,352	287,670,566	0.69	-	-	10.1	143.2	97.1	1,008,758,183	15,990,976	11,715,366	23,012,893	50,719,235
福岡市	1,123,213,196	1,104,890,536	18,322,660	9,362,361	△ 531,999	453,616,210	0.87	-	-	8.0	66.9	94.1	1,105,392,640	36,622,529	20,162,044	67,227,540	124,012,113
大牟田市	65,784,832	65,354,668	430,164	216,029	△ 443,148	28,529,825	0.52	-	-	6.3	12.5	96.0	46,499,634	2,677,182	444,749	6,606,664	9,728,595
久留米市	150,929,724	149,659,918	1,269,806	895,683	△ 137,701	73,275,606	0.64	-	-	3.5	3.8	95.6	127,764,825	6,467,796	3,299,813	9,697,437	19,465,046
直方市	31,331,027	30,238,308	1,092,719	954,464	△ 223,423	13,991,631	0.55	-	-	6.8	35.2	98.9	23,623,812	4,739,705	289,198	2,318,070	7,346,973
飯塚市	90,780,148	88,472,792	2,307,356	2,056,239	650,598	34,315,420	0.49	-	-	7.1	-	97.8	67,064,747	7,232,644	7,715,772	13,274,197	28,222,613
田川市	34,119,580	33,207,232	912,348	397,400	△ 41,889	13,618,519	0.43	-	-	8.5	-	98.4	30,919,280	2,934,098	835,259	13,059,944	16,829,301
柳川市	34,155,170	33,447,730	707,440	630,650	△ 467,903	16,886,314	0.46	-	-	7.0	23.6	96.4	36,985,469	5,131,996	3,348,372	6,902,746	15,383,114
八女市	48,057,287	46,529,307	1,527,980	1,168,687	△ 401,573	20,727,157	0.38	-	-	7.9	-	93.1	36,245,359	9,228,233	2,819,621	7,365,282	19,413,136
筑後市	27,188,247	25,398,134	1,790,113	1,664,448	342,007	11,533,564	0.66	-	-	8.5	7.3	91.1	17,231,700	2,510,804	542,847	5,015,863	8,069,514
大川市	18,655,089	18,314,739	340,350	255,482	△ 200,417	8,618,891	0.50	-	-	10.0	39.3	93.3	14,916,287	3,227,211	215,354	2,679,841	6,122,406
行橋市	32,647,933	31,801,327	846,606	787,341	△ 64,294	15,412,787	0.63	-	-	7.0	-	89.5	19,811,630	6,859,617	729,955	9,579,078	17,168,650
豊前市	13,839,504	13,297,641	541,863	528,746	147,656	7,200,310	0.53	-	-	8.6	-	92.8	7,581,324	1,432,363	506,625	2,027,576	3,966,564
中間市	19,742,644	19,147,155	595,489	581,731	△ 198,231	9,834,318	0.45	-	-	4.0	-	93.7	10,073,516	5,629,928	1,131,172	969,680	7,730,780
小郡市	24,995,076	24,115,822	879,254	373,821	△ 310,793	12,908,106	0.63	-	-	6.8	-	94.9	16,689,119	4,499,039	45,912	2,096,758	6,641,709
筑紫野市	39,236,689	37,757,954	1,478,735	1,394,438	209,869	21,045,818	0.75	-	-	2.7	-	87.7	20,498,889	5,303,662	270,708	12,843,775	18,418,145
春日市	40,436,751	39,045,254	1,391,497	1,169,502	△ 115,075	21,304,903	0.73	-	-	2.7	-	88.1	24,097,019	2,887,040	0	15,459,369	18,346,409
大野城市	44,994,590	43,396,973	1,597,617	1,569,351	134,775	20,952,705	0.78	-	-	2.7	-	86.6	17,831,855	4,574,454	0	11,170,689	15,745,143
宗像市	46,724,014	45,290,309	1,433,705	434,044	△ 1,574,702	21,577,440	0.58	-	-	△ 0.6	-	93.6	20,204,850	6,411,505	3,168,453	12,813,016	22,392,974
太宰府市	33,631,849	31,673,227	1,958,622	1,640,851	△ 200,249	14,954,218	0.63	-	-	2.7	-	94.5	18,730,050	3,041,677	13,443	3,999,401	7,054,521
古賀市	29,295,080	28,067,082	1,227,998	1,109,937	△ 312,755	13,098,673	0.67	-	-	5.1	-	93.4	15,886,771	3,262,527	844,416	4,853,989	8,960,932
福津市	29,978,376	29,345,963	632,413	550,231	△ 282,456	15,027,103	0.55	-	-	5.8	-	89.8	18,257,766	3,427,603	937,059	5,659,718	10,024,380
うきは市	18,401,540	17,595,322	806,218	580,337	△ 116,531	9,128,630	0.38	-	-	6.5	-	85.3	10,895,297	6,719,813	1,134,170	6,207,060	14,061,043
宮若市	18,475,302	17,762,833	712,469	666,371	△ 325,632	9,302,578	0.63	-	-	7.9	-	93.7	21,201,545	3,625,355	381,923	10,345,680	14,352,958
嘉麻市	29,038,615	28,444,926	593,689	460,581	△ 328,350	12,595,621	0.28	-	-	7.1	11.5	108.0	28,251,437	3,216,555	1,463,561	6,796,947	11,477,063
朝倉市	41,719,972	40,141,759	1,578,213	1,271,160	234,813	15,950,337	0.50	-	-	8.1	-	92.5	30,092,865	4,383,853	1,655,461	11,444,717	17,484,031
みやま市	22,092,254	21,398,818	693,436	538,501	△ 141,519	11,067,607	0.41	-	-	6.0	5.6	92.7	26,820,580	4,226,952	1,535,847	4,084,728	9,847,527
糸島市	51,446,856	50,777,008	669,848	625,194	△ 1,137,759	22,114,636	0.56	-	-	6.3	-	85.7	33,085,454	10,497,411	1,395,267	5,680,683	17,573,361
那珂川市	22,140,162	21,678,559	461,603	277,283	△ 300,987	10,703,731	0.69	-	-	7.3	-	93.1	13,559,258	1,774,033	1,016,129	4,762,374	7,552,536

財政指標（令和5年度普通会計決算及び健全化判断比率）（速報値）

市町村名	歳入総額 千円	歳出総額 千円	形式収支 千円	実質収支 千円	単年度収支 千円	標準財政規模 千円	財政力 指 数	健全化判断比率				経常収支 比率 %	地方債現在高 (令和6年3月末) 千円	積立金現在高(令和6年3月末)			
								実質赤字 比率 %	連結実質 赤字比率 %	実質公債 費比率 %	将来負担 比率 %			財政調整基金 千円	減債基金 千円	その他特定目的基金 千円	合計 千円
宇美町	15,088,863	14,492,425	596,438	563,459	△ 55,795	7,919,576	0.58	-	-	6.6	-	93.1	8,892,331	2,292,450	0	1,376,661	3,669,111
篠栗町	11,802,583	11,408,217	394,366	338,552	△ 193,377	6,719,379	0.60	-	-	6.7	-	97.1	6,990,219	2,112,290	735,333	1,251,276	4,098,899
志免町	18,353,892	17,649,151	704,741	673,483	△ 516,280	9,614,033	0.72	-	-	4.8	-	89.9	9,037,717	3,707,357	0	3,890,734	7,598,091
須恵町	12,160,096	11,871,896	288,200	287,992	△ 80,755	6,318,026	0.62	-	-	6.5	25.3	91.6	7,412,579	2,700,401	430,579	1,764,864	4,895,844
新宮町	18,096,728	17,606,056	490,672	431,003	△ 93,538	7,296,605	0.83	-	-	8.6	-	88.6	12,724,115	3,763,020	1,061,823	5,672,157	10,497,000
久山町	6,899,579	6,310,944	588,635	584,330	△ 4,525	3,492,206	0.76	-	-	11.8	-	90.0	4,319,348	1,717,465	230,838	430,227	2,378,530
粕屋町	22,325,864	21,505,692	820,172	788,220	117,967	10,010,950	0.85	-	-	7.9	-	89.2	13,658,862	1,933,353	813,407	2,670,072	5,416,832
芦屋町	10,528,422	10,108,857	419,565	401,229	41,044	4,176,028	0.34	-	-	5.7	-	99.7	11,658,003	1,497,887	95,784	3,300,533	4,894,204
水巻町	12,764,480	12,011,399	753,081	701,533	96,055	6,374,822	0.50	-	-	5.4	11.4	88.4	7,523,542	2,284,097	733,915	2,164,353	5,182,365
岡垣町	13,317,878	12,738,129	579,749	540,388	△ 114,095	6,916,196	0.53	-	-	3.8	-	91.7	7,536,303	1,705,306	652,869	3,091,594	5,449,769
遠賀町	9,662,846	9,380,811	282,035	265,211	△ 291,283	4,675,846	0.54	-	-	7.0	-	87.5	6,057,575	692,379	851,557	3,605,531	5,149,467
小竹町	7,139,172	7,029,179	109,993	106,741	△ 193,450	2,969,361	0.32	-	-	7.0	88.0	90.7	6,523,688	1,199,302	291,896	1,118,193	2,609,391
鞍手町	11,168,688	10,807,463	361,225	361,223	△ 353,800	5,180,616	0.42	-	-	7.7	-	94.3	13,906,943	1,699,337	551,887	5,843,683	8,094,907
桂川町	6,640,552	6,271,055	369,497	361,847	69,959	3,611,059	0.39	-	-	3.6	-	96.2	4,913,835	791,437	602,911	1,964,287	3,358,635
筑前町	14,301,584	13,972,597	328,987	303,126	△ 301,560	8,145,248	0.48	-	-	10.7	31.1	90.3	11,447,708	2,336,945	130,577	2,485,338	4,952,860
東峰村	4,589,654	4,346,980	242,674	92,567	△ 20,850	1,707,884	0.12	-	-	7.0	-	80.9	4,631,450	848,613	132,478	2,394,783	3,375,874
大刀洗町	10,715,480	9,970,521	744,959	641,332	△ 4,201	4,356,659	0.46	-	-	9.1	-	82.9	5,268,307	1,432,665	652,403	3,891,205	5,976,273
大木町	8,151,479	7,594,711	556,768	399,215	△ 77,109	3,661,489	0.48	-	-	5.9	-	83.6	4,243,368	2,261,666	392,283	2,438,769	5,092,718
広川町	9,306,925	9,052,021	254,904	174,996	△ 214,310	4,988,719	0.60	-	-	8.4	24.1	91.3	8,702,604	1,820,906	360,433	1,898,001	4,079,340
香春町	7,983,424	7,536,957	446,467	417,177	869	3,527,531	0.30	-	-	3.7	-	91.6	7,045,492	1,140,481	1,050,491	2,166,252	4,357,224
添田町	10,070,405	9,713,566	356,839	176,137	△ 209,601	3,656,585	0.23	-	-	5.9	-	96.0	8,517,703	4,300,705	678,760	1,270,210	6,249,675
糸田町	7,018,459	6,317,595	700,864	493,108	54,874	2,920,486	0.22	-	-	5.8	-	97.7	6,793,671	1,026,534	1,358,152	2,917,241	5,301,927
川崎町	12,364,749	12,237,129	127,620	115,214	817	5,311,146	0.29	-	-	8.2	26.6	91.7	12,661,221	1,033,402	732,369	2,285,604	4,051,375
大任町	20,147,630	19,441,668	705,962	690,510	470,779	3,040,886	0.17	-	-	9.5	33.8	89.1	30,951,104	1,988,365	453,977	2,104,171	4,546,513
赤村	4,828,191	4,587,082	241,109	231,785	146,336	1,560,784	0.15	-	-	△ 0.9	-	86.2	3,010,518	777,509	1,566,842	3,194,316	5,538,667
福智町	26,223,317	25,063,035	1,160,282	1,093,001	54,477	7,242,487	0.27	-	-	6.7	-	95.9	18,320,532	1,378,518	6,558,611	15,750,536	23,687,665
苅田町	18,754,145	17,330,969	1,423,176	1,276,914	733,987	10,851,912	1.25	-	-	9.5	16.4	80.5	8,112,403	4,162,541	39,103	4,450,831	8,652,475
みやこ町	14,210,108	13,338,328	871,780	825,988	△ 268,572	6,908,379	0.34	-	-	6.3	-	89.3	9,003,714	3,047,573	513,670	9,748,337	13,309,580
吉富町	4,348,275	4,093,660	254,615	244,820	△ 38,935	2,400,708	0.37	-	-	8.9	-	86.1	3,192,219	1,391,162	391,954	1,025,134	2,808,250
上毛町	7,573,105	7,146,641	426,464	400,781	△ 8,944	3,199,169	0.28	-	-	0.1	-	88.5	2,997,139	2,356,065	1,113,012	5,703,565	9,172,642
築上町	12,694,911	11,967,846	727,065	702,673	175,295	6,094,588	0.32	-	-	10.6	25.9	99.8	11,410,398	1,870,933	1,083,073	4,076,903	7,030,909
2政令市計	1,741,019,768	1,718,931,515	22,088,253	11,590,661	△ 51,647	741,286,776	0.78	/	/	9.1	105.1	95.6	2,114,150,823	52,613,505	31,877,410	90,240,433	174,731,348
27市計	1,059,838,311	1,031,360,760	28,477,551	22,798,502	△ 5,605,669	485,676,448	0.56	/	/	6.0	5.1	93.2	754,820,338	125,923,056	35,741,086	197,715,282	359,379,424
31町村計	369,231,484	352,902,580	16,328,904	14,684,555	△ 1,078,521	164,849,363	0.46	/	/	6.7	9.1	90.6	277,464,611	61,270,664	24,260,987	105,945,361	191,477,012
60市町村計	3,170,089,563	3,103,194,855	66,894,708	49,073,718	△ 6,735,837	1,391,812,587	0.52	/	/	6.5	10.5	91.9	3,146,435,772	239,807,225	91,879,483	393,901,076	725,587,784
58市町村計	1,429,069,795	1,384,263,340	44,806,455	37,483,057	△ 6,684,190	650,525,811	0.51	/	/	6.4	7.3	91.8	1,032,284,949	187,193,720	60,002,073	303,660,643	550,856,436

(注) 標準財政規模は臨時財政対策債発行可能額を含む。  
本表は速報値であり、精査の結果数値が異動することがある。

単純平均 →

経常収支比率が100%を超えた市町村の推移

年度	昭和50	昭和51	昭和52	昭和53	昭和54	昭和55	昭和56	昭和57	昭和58	昭和59	昭和62	昭和63	平成10	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成24	平成25	平成26 ~ 平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5			
市	飯塚市 (105.7%)	中間市 (103.6%)	芦屋町 (106.3%)	芦屋町 (103.3%)	金田町 (102.8%)	香春町 (101.4%)	金田町 (112.4%)	甘木市 (101.1%)	直方市 (102.9%)	颯田町 (100.7%)	大任町 (102.3%)	赤池町 (102.0%)	芦屋町 (105.8%)	芦屋町 (100.9%)	山田市 (107.6%)	山田市 (112.1%)	飯塚市 (101.8%)	大牟田市 (101.5%)	直方市 (103.7%)	直方市 (101.1%)	宮若市 (103.2%)	大任町 (100.9%)	苅田町 (100.3%)			大任町 (100.8%)	田川市 (101.3%)	田川市 (102.4%)		嘉麻市 (102.5%)	嘉麻市 (108.0%)		
	柳川市 (103.8%)	芦屋町 (118.7%)	碓井町 (103.8%)	碓井町 (102.8%)	赤池町 (115.0%)	金田町 (119.6%)	赤池町 (104.8%)	大任町 (100.7%)		赤池町 (102.9%)				稲築町 (103.0%)	芦屋町 (105.8%)	芦屋町 (106.5%)	宮若市 (104.7%)	中間市 (102.2%)	飯塚市 (101.1%)	飯塚市 (101.4%)	嘉麻市 (101.1%)												
	山田市 (102.2%)	碓井町 (101.6%)		赤池町 (104.9%)	方城町 (101.5%)	赤池町 (112.4%)	方城町 (107.5%)			大任町 (109.8%)				颯田町 (100.8%)	稲築町 (103.9%)	桂川町 (100.4%)	嘉麻市 (111.3%)	太宰府市 (100.9%)	春日市 (101.2%)	田川市 (101.7%)	大任町 (101.1%)												
	大川市 (100.1%)	方城町 (101.3%)				方城町 (113.8%)	大任町 (104.2%)							添田町 (100.0%)	颯田町 (102.7%)	稲築町 (112.0%)	芦屋町 (105.6%)	嘉麻市 (105.9%)	嘉麻市 (101.2%)	春日市 (101.1%)													
	行橋市 (109.0%)	犀川町 (100.1%)													桂川町 (102.2%)	碓井町 (108.0%)	東峰村 (102.8%)	小竹町 (100.2%)	芦屋町 (103.5%)	添田町 (102.9%)													
	中間市 (117.5%)														添田町 (101.9%)	筑穂町 (109.1%)	上陽町 (101.1%)	桂川町 (101.1%)	桂川町 (102.1%)	糸田町 (100.8%)													
	芦屋町 (132.4%)														小石原村 (101.3%)	穂波町 (100.7%)	添田町 (105.9%)	東峰村 (101.7%)	東峰村 (100.2%)	川崎町 (100.2%)													
町	水巻町 (100.3%)														宝珠山村 (100.4%)	庄内町 (105.9%)	糸田町 (100.7%)	添田町 (104.5%)	矢部村 (100.2%)	大任町 (100.9%)													
	碓井町 (118.3%)															颯田町 (105.7%)	大任町 (101.7%)	福智町 (100.7%)	添田町 (109.3%)	福智町 (100.0%)													
	香春町 (111.5%)																東峰村 (104.6%)	福智町 (101.5%)	みやこ町 (103.1%)	糸田町 (103.8%)													
村	金田町 (106.6%)																添田町 (106.3%)	みやこ町 (103.2%)	築上町 (105.0%)	川崎町 (100.8%)													
	糸田町 (102.3%)																糸田町 (101.8%)			大任町 (101.0%)													
	川崎町 (100.5%)																方城町 (102.5%)			福智町 (104.0%)													
	赤池町 (114.3%)																	豊津町 (101.0%)			みやこ町 (100.3%)												
	方城町 (125.4%)																	築城町 (105.6%)			築上町 (102.6%)												
	大任町 (112.2%)																																
	赤村 (104.8%)																																
犀川町 (119.1%)																																	

※芦屋町は、公営競技施行団体であるため、経常収支比率が特異な数値を示す場合がある。

### 福岡県内の市町村における赤字団体の状況

年 度	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	～	R5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
団体数	9	12	13	10	10	13	13	13	8	8	7	7	4	3	3	3	3	3	4	3	2	1	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
数	6	8	10	9	9	11	11	11	7	7	6	6	4	3	3	3	3	3	4	3	2	1	2	2	2	1	1	1	1	1	1	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
赤字団体のうち産炭地市町村	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: left;"> <thead> <tr> <th style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">団体名</th> <th>S54</th><th>S55</th><th>S56</th><th>S57</th><th>S58</th><th>S59</th><th>S60</th><th>S61</th><th>S62</th><th>S63</th><th>H1</th><th>H2</th><th>H3</th><th>H4</th><th>H5</th><th>H6</th><th>H7</th><th>H8</th><th>H9</th><th>H10</th><th>H11</th><th>H12</th><th>H13</th><th>H14</th><th>H15</th><th>H16</th><th>H17</th><th>H18</th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th><th>H22</th><th>～</th><th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大牟田市</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>直方市</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>山田市</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>中間市</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>宮田町</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>若宮町</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>若宮町</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>瀬田町</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>香春町</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>金田町</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>糸田町</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>川崎町</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>赤池町</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>方城町</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>大任町</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table>																												団体名	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	～	R5	大牟田市																																				直方市																																				山田市																																				中間市																																				宮田町																																				若宮町																																				若宮町																																				瀬田町																																				香春町																																				金田町																																				糸田町																																				川崎町																																				赤池町																																				方城町																																				大任町																																			
団体名	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	～	R5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
大牟田市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
直方市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
山田市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
中間市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
宮田町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
若宮町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
若宮町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
瀬田町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
香春町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
金田町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
糸田町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
川崎町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
赤池町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
方城町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
大任町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											

(注) 「赤字団体」とは当該年度の実質収支が赤字のもの。「再建」は当該団体が準用再建団体であった時期を示す。

## 財 政 用 語 解 説

用 語	見 方	算 式
実質収支	決算収支を表すもので、実質的な黒字、赤字の額を示す。一定の黒字を出すことが財政運営の基本であり、後年度の財源調整の範囲内の適度な剰余が望ましいとされる。	(歳入－歳出)－翌年度へ繰り越すべき財源
単年度収 支	実質収支が、前年度以前からの収支の累積であるのに対し、単年度収支は、当該年度と前年度の実質収支の差額。黒字であれば、その分新たな剰余が発生、又は赤字が縮小したことになる。	当該年度実質収支－前年度実質収支
標準財政規模	当該団体の一般財源の標準規模を示した額であり、当該地方公共団体の普通交付税算定における標準税収入額と譲与税等に普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加算した額。	{(基準財政収入額－各種譲与税－交通安全対策特別交付金等 <sup>*</sup> －市町村民税所得割に係る税源移譲相当額(三位一体の改革分)の25%－市町村民税所得割に係る税源移譲相当額(県費負担教職員分)の25%－地方消費税交付金に係る引上げ分の25%)×100/75＋各種譲与税＋交通安全対策特別交付金等 <sup>*</sup> }＋分離課税所得割交付金}＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額
財政力指数	当該団体の財政力を表す指標で、「1」に近く、さらに「1」を超えるほど財源に余裕があるとされる。	基準財政収入額／基準財政需要額の3カ年の数値の平均
経常収支比率	財政構造の弾力性を測定する指標で、人件費、扶助費、公債費等の経常的な経費に充てる一般財源と、地方税、普通交付税、地方譲与税等の経常一般財源との比率。 この比率が低いほど、普通建設事業費等の臨時的経費に充当できる一般財源に余裕があり、財政構造が弾力性に富んでいることになる。	{経常経費充当の一般財源の額／(経常一般財源の総額＋減収補填債特例分＋猶予特例債＋臨時財政対策債)}×100(%)

※政令市のみ分離課税所得割交付金を含む。

用 語	内 容
普通会計	地方自治法等の法律によって規定されているものではなく、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分であり、一般会計と、公営事業会計以外の特別会計を総合して一つの会計としてまとめたもの。
一般財源と 特定財源	一般財源とは、用途が特定されずどのような経費にも使用できるものをいい、特定財源とは用途が特定されるものをいう。 一般財源が多いほど行政運営の自主性が確保され、地域の実態に即応した行政の展開が可能となる。 前者は、地方税、地方譲与税、地方交付税などが代表的であり、後者は、国庫(県)支出金、地方債、分担金及び負担金などが代表的である。
自主財源と 依存財源	自主財源とは、自主的に収入する財源をいい、依存財源とは、国(県)の決定により交付されたり、割り当てられたりする収入をいう。 自主財源が多いほど、行政活動の自主性と安定性が確保される。 前者は、地方税、分担金及び負担金、使用料などが代表的であり、後者は、地方交付税、国庫(県)支出金、地方債などが代表的である。
義務的 経費	歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に削減することが困難な経費をいい、極めて硬直性の高い経費である。 通常、人件費、扶助費、公債費の総体をいう。
投資的 経費	歳出のうち、その支出の効果が資本形成に向けられるものをいう。 通常、普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費の総体をいう。
臨時財政 対策債	地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として認められた地方債をいい、地方財政法第33条の5の2の規定に基づき、平成13年度から令和4年度までの間に限り、発行される。 地方交付税制度を通じて標準的に保障されるべき地方一般財源の規模を示す各地方公共団体の基準財政需要額を基本に、団体ごとの発行可能額が算定される。

令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

① 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等における歳出に対する歳入の不足額（実質赤字額）を地方公共団体の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものである。  
この比率が高くなる場合、その年度における歳入の、歳出に対する実質的な不足額が増大し、歳入と歳出の不均衡が拡大していることになる。その解消には、従来より多くの歳出削減策や歳入増加策が必要となるため、赤字の解消期間も長期間にわたる可能性が高く、その団体の財政運営は困難な自体に陥る。

算出方法

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

【基準】

早期健全化基準 標準財政規模に応じ11.25～15%  
財政再生基準 20%

② 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、地方公共団体の全ての会計の赤字額と黒字額を合算して算出された連結実質赤字額を、標準財政規模で除したものである。  
一般会計等が黒字であるにも関わらず、この比率が高くなっている場合、その団体の会計のうち一部の会計において赤字額が増大しており、その団体全体の財政運営において問題が生じていることを示している。

算出方法

$$\frac{\text{連結実質赤字額（一般会計等＋公営事業会計）}}{\text{標準財政規模}}$$

【基準】

早期健全化基準 標準財政規模に応じ16.25～20%  
財政再生基準 30%

③ 実質公債費比率

実質公債費比率は、地方公共団体の一般会計等の支出のうち、義務的経費である公債費（地方債の元利償還金）や公債費に準じた経費（準元利償還金）を、標準財政規模を基本とした額で除したものの3か年の平均値である。  
公債費や公債費に準じた経費は、削減したり、先送りしたりすることができないものであり、一度増大すると短期間で削減することは困難となる。実質公債費比率が高まると財政の弾力性が低下し、他の経費を節減しないと収支が悪化し、赤字団体となる可能性が高まる。

算出方法

$$\frac{\begin{aligned} &(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) \\ &- (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \\ &\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{aligned}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

【基準】

早期健全化基準 25%  
財政再生基準 35%

※準元利償還金：一般会計等から他会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたもの、一部事務組合への負担金のうち組合が起こした地方債の償還に充てたものなど、公債費に準じた経費

④ 将来負担比率

将来負担比率は、地方公共団体の一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債に当たる額（将来負担額）を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を控除の上、標準財政規模を基本とした額で除したものである。  
将来負担額は、地方公共団体が発行した地方債残高のうち一般会計等が負担することになるものに限らず、土地開発公社や損失補償を付した第三セクターの負債等も含め、決算年度末時点において想定される地方公共団体の将来負担を把握するものである。  
将来負担比率が高いほど、当該団体の一般財源規模に比べて将来負担額が大きいということであり、今後、公債費の増大等により財政運営が圧迫されるなど、問題が生じる可能性が高くなる。

算出方法

$$\frac{\begin{aligned} &\text{将来負担額} \\ &- (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}) \\ &\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{aligned}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

【基準】

早期健全化基準 350%  
(政令市は400%)

※将来負担額：地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当支給予定額など、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債

⑤ 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率である。公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

算出方法

$$\frac{\text{資金の不足額 ※1}}{\text{事業の規模 ※2}}$$

【基準】

経営健全化基準 20%

※1 法適用企業＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額  
法非適用企業＝（歳出額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－歳入額）－解消可能資金不足額  
・解消可能資金不足額…事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

※2 法適用企業＝営業収益－受託工事収益  
法非適用企業＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額